

現行制度について

論点①

ハローワークと民間職業紹介事業者の役割分担

職業安定法の制定・主な改正について

昭和22年	<p>職業安定法の制定</p> <p>労働者の自由意思に基づく民主的な職業紹介制度を確立し、労働者募集方法の規制、労働者供給事業の禁止等によって、古い労働関係に代わる新しい労働秩序の樹立</p>
昭和24年	<ul style="list-style-type: none">○ 有料職業紹介事業を営利と実費に区分し、前者は廃止、後者は権限ある機関の許可・監督の下に認められるものとするILO第34号条約(未批准)を踏まえ、両者を区分し許可料・保証金等に差を設ける
昭和60年	<ul style="list-style-type: none">○ 労働者派遣法に規定する労働者派遣について、労働者供給から除外(労働者派遣法の制定)○ 営利職業紹介事業を認めることとするILO第96号条約批准により、営利と実費を統合○ 有料及び無料職業紹介事業の許可について、期間満了ごとの新規許可から許可の更新に変更
平成9年	<p>【職業安定法施行規則の改正】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 有料職業紹介事業における取扱職業を29のポジティブリストから、ネガティブリスト化
平成11年	<ul style="list-style-type: none">○ 公共職業安定所及び職業紹介事業者等に共通するルールの整備<ul style="list-style-type: none">・ 労働条件等の文書明示の義務化・ 個人情報の保護規定の追加 等○ 職業紹介事業者等に係るルールの見直し<ul style="list-style-type: none">・ 有料職業紹介事業における取扱職業のネガティブリスト化(港湾運送業務、建設業務は対象外)・ 有料職業紹介事業の手数料制度の見直し・・・届出制手数料の容認求職者からの手数料徴収の原則禁止 等
平成15年	<ul style="list-style-type: none">○ 職業紹介事業の許可・届出制の見直し<ul style="list-style-type: none">・ 特別の法人(商工会議所、農協等)が構成員のために行う無料職業紹介事業を届出制に緩和・ 地方公共団体による無料職業紹介事業の容認○ 職業紹介事業の兼業禁止規制の廃止○ 有料職業紹介事業の保証金制度の廃止

ハローワークと民間の職業紹介事業者の双方に課される主な義務等

義務等の内容	根拠条文等
人種等を理由とした差別的取り扱いの禁止	第3条
職業安定機関と職業紹介事業者等の協力の努力義務	第5条の2
労働条件等の明示の義務	第5条の3
求職者等の個人情報取扱の義務	第5条の4
求人への申込みの原則全件受理の義務	第5条の5
求職への申込みの原則全件受理の義務	第5条の6
適格紹介の努力義務	第5条の7

民間の職業紹介事業者に課される主な義務等（有料職業紹介事業の場合）

	義務等の内容	根拠条文等
許可関係	許可の取得	第30条
	許可基準（資産要件等）	第31条
	許可の欠格事由	第32条
	手数料（求職者からの手数料受領の禁止、上限手数料又は届出手数料）	第32条の3
	許可証の備付け、提示	第32条の4
届出関係	変更の届出	第32条の7
	廃止の届出	第32条の8
	取扱職種の種類等の届出	第32条の12
禁止行為・義務	名義貸しの禁止	第32条の10
	取扱職種の種類等の明示	第32条の13
	職業紹介責任者の選任	第32条の14
	帳簿の備付け	第32条の15
	事業報告	第32条の16
	秘密を守る義務	第51条